

みどりのモデル地区内で 緑化計画書を作成する皆様へ



新宿区では、新宿区みどりの条例第24条に基づきみどりのモデル地区を指定しています。モデル地区では、緑化の内容に応じて、緑化延長・面積を割り増しして算定できるとともに、緑化の助成の対象となります。詳細については、次ページの問い合わせ先で確認してください。

指定期間 令和7年4月1日～令和14年3月31日

指定地域 ○みどりの推進モデル地区 [榎町地域]

：高木・生垣の緑化を推進します

○屋上緑化等推進モデル地区 [新宿駅、高田馬場駅、飯田橋駅の周辺地域]

：屋上緑化・壁面緑化を推進します。

○みどりの保全モデル地区 [落合地域]

：今あるみどりを保全し、緑化の推進を図ります。

<緑化計画書の算定方法>

◆接道部緑化延長

下記のいずれかの場合、接道部緑化延長を1.3倍にして算定することができます。

- a) みどりの推進モデル地区で接道部に高木を植栽、または生垣を設置した場合
- b) 屋上緑化等推進モデル地区で接道部に壁面緑化またはベランダ緑化を行った場合※1※2

◆緑化面積

下記のいずれかの場合、緑化面積を1.3倍にして算定することができます。

- c) みどりの推進モデル地区で地上部に高木を植栽、または生垣を設置した場合
- d) 屋上緑化等推進モデル地区で屋上緑化、壁面緑化またはベランダ緑化を行った場合※1※2

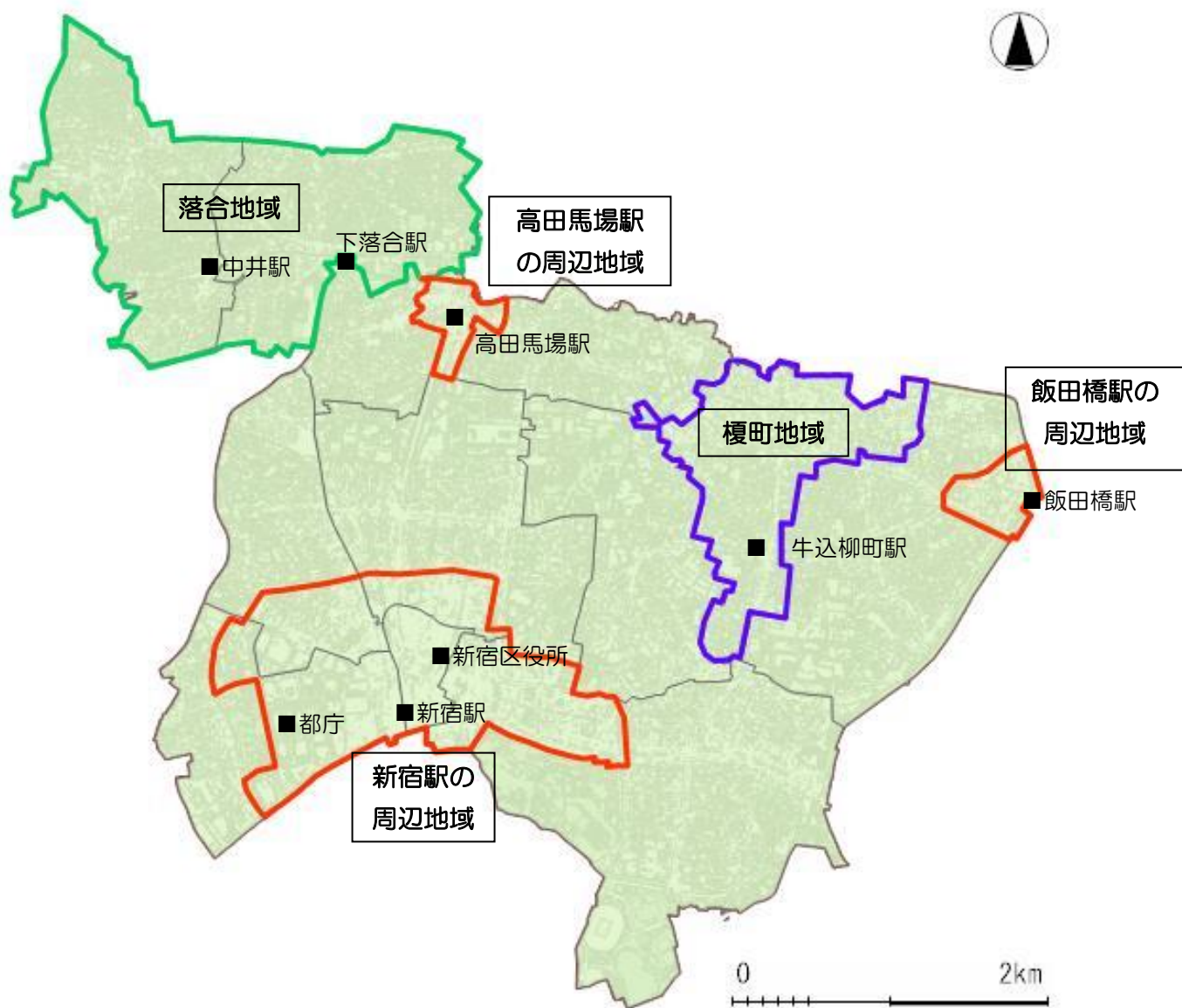
◆その他




みどりの保全モデル地区で保護樹木相当の樹木を所有し、保護樹木に指定することに対し同意書の提出がある場合保護樹木の割増し算定ができます。(詳しくはP18に記載)

※1 ベランダ緑化で複数階に植栽がある場合、平面図で重複する部分は対象外です。

※2 P2(1)に記載の、重要な建築行為等に該当する場合は対象外となります。

モデル地区指定地域



-  みどりの推進モデル地区
-  屋上緑化等推進モデル地区
-  みどりの保全モデル地区

お問い合わせ 新宿区みどり土木部みどり公園課みどりの係
電話03-5273-3924 (直通)

<みどりの助成制度>

手続きは、緑化計画書とは別に必要となります。緑化を行う前に手続きを行い、年度をまたいで申請することはできません。なお、売買予定の建築物件については対象外となりますので、ご注意ください。

◆みどりの推進モデル地区

接道部に生垣または高木を次の基準で植栽する場合、助成の対象となります。

種類	基準		助成額	上限額
生垣 (長さ2m以上)	緑化基準内の緑化	1.0m ≤ 樹高 < 1.5m	7,000 円/m	50万円 (なお、工事費を上限とする)
		1.5m ≤ 樹高	10,000 円/m	
	緑化基準以上の緑化	1.0m ≤ 樹高 < 1.5m	20,000 円/m	
		1.5m ≤ 樹高	23,000 円/m	
高木		3.0m ≤ 樹高	25,000 円/本	

◆屋上緑化等推進モデル地区

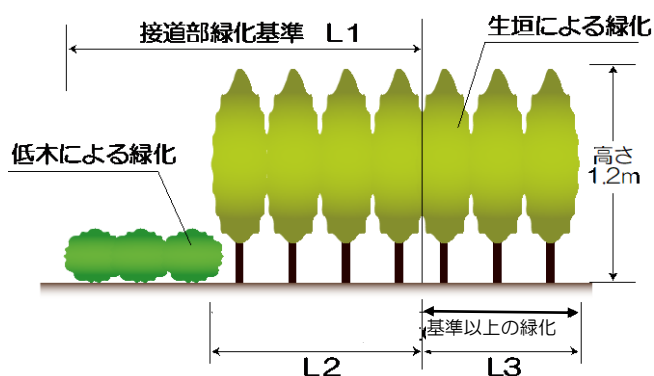
屋上緑化・壁面緑化を次の基準で行う場合、助成の対象となります。

種類	基準		助成額	上限額
屋上緑化 (1㎡以上)	緑化基準内の緑化	30cm ≤ 土厚	15,000 円/㎡	50万円 (なお、工事費の1/2を上限とする)
		土厚 < 30cm	25,000 円/㎡	
	緑化基準以上の緑化	30cm ≤ 土厚	40,000 円/㎡	
壁面緑化 (3㎡以上)	緑化基準以上の緑化		10,000 円/㎡	20万円 (なお、工事費の1/2を上限とする)

(例1)

接道部の助成額 = $L2 \times @7,000 + L3 \times @20,000$

※生垣の長さは、 $2m \leq L2 + L3$ であること



(例2)

屋上緑化の助成額

= $A1 \times @15,000 + A2 \times @40,000 + A3 \times @25,000$

